П

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

毎週火・金曜日発行

平成 19 年 6月29日 (金曜日)

選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等..... 選管告示 目 次

平成十九年六月二十九日

なる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準と

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)

山口県選挙管理委員会委員長 福

田 隆

司

被登録資格の決定の基準となる日

平成十九年七月十一日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。

登録を行う日

縦覧に供する期間 平成十九年七月十一日

平成十九年七月十二日

平成十九年六月二十九日発行平成十九年六月二十九日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)